

犯罪被害者を ともに支えあう

～わたしたちにできること～

犯罪はそれ自体が人権を無視した行為です。犯罪被害者は、ある日突然本人の意思とは無関係に、犯罪という理不尽な行為により命を奪われる、身体を傷付けられるといった直接的な被害を受けるだけでなく、その後に生じるさまざまな問題(二次的被害)に苦しんでいます。

身近な人が犯罪被害にあったときに、私たちにできることはどんなことでしょうか。

泉 佐 野 市



犯罪被害者や 家族の負担

犯罪被害者や家族は犯罪の一次的被害や二次的被害に苦しめられているにもかかわらず、社会の無理解などから、被害を受けた一端が被害者自身にあるかのように誤解され孤立することもあります。

誰もが犯罪被害者になる可能性があります。思いもよらず犯罪に巻き込まれ、被害者になった人たちが置かれている状況や心情について、私たち一人ひとりが正しく理解し、自分自身に関わる問題として考えていくことが必要です。

【二次的被害とは】

- 事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、体調不良など
- 医療費や介護費の負担、生計者を失った場合などでは、生活費などの経済的な負担の増加など
- 仕事をなくしたり、転職しなければならなくなったり、など就労の問題
- 転居せざるをえなくなったなど、住居確保の問題
- 警察の捜査や裁判などによる精神的・時間的負担
- 周囲の人々の無責任なうわさ話や好奇や偏見、興味本位の周囲の目
- 報道機関・マスコミの過剰取材、報道によるストレスやプライバシー侵害
- インターネットやSNSでの、いわれのない誹謗中傷など



被害者の気持ち

犯罪にあった被害者やその家族はどんな気持ちを感じているのでしょうか？

- 被害のことを誰にも話せない
- どこに相談すればよいのか分からない
- 二次的被害を受けるのが怖い
- 被害にあったときから、時間が止まったまのように感じる
- 周囲の人の言動に傷つけられたり、傷つきやすくなったりする



身近な人が被害に遭ったら ～あなたにもできること～

苦しんでいる犯罪被害者や家族にとって、信頼できる周囲の人の支えが、大きな助けになります。

しかし、そっとしておいてほしい被害者等もいます。相手が望んでいること、あなたにできることを考えてみてください。

○被害者を傷つけてはいけないと距離を置くのではなく、普段どおりに接する。



○相談相手や普段の話相手になる。

- ・被害者が自分の気持ちを語り始めたらゆっくりと聞く。
- ・興味本位な詮索をしない。

○警察や裁判所等との応対の手助けや付き添いをする。



○日常生活全般(買い物など)の手伝いをする。



✕ 無責任なうわさ話やプライバシーの侵害はしない。

✕ 「いつまで落ち込んでいるの」「早く忘れなさい」など、はげますつもりで言った言葉でも、被害にあい苦しんでいる人は、さらに辛い気持ちになることがあります。



犯罪被害者等支援に関する法令など

犯罪被害者等基本法

平成 17(2005)年 4 月に施行されたこの法律では、「すべての犯罪被害者等は個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と規定しています。

「犯罪被害者週間」11月25日～12月1日

【大阪府では】

- 大阪府犯罪被害者等支援条例が平成 31(2019)年 4 月に施行されました。
- オールおおさか被害者サポート(被害者支援調整会議)では大阪府、大阪府警察、市町村、民間団体が、被害者の総合的支援計画を作成し、サポートを実施します。

【大阪府警察では】

犯罪による精神的な被害の軽減を図るために「被害者カウンセリング制度」が設けられています。

【泉佐野市では】

- 泉佐野市犯罪被害者等支援条例を令和 5(2023)年 1 月に施行しました。
 - 犯罪被害者等見舞金
 - ・遺族見舞金：犯罪などの被害により、亡くなられた被害者の遺族に
…30万円(1事案につき)
 - ・重傷病見舞金：犯罪などの被害により、重い傷病の被害を負った被害者に
…10万円(1事案につき)
- ※支給には申請が必要です。支給対象者の要件など詳しくは「人権推進課」に問い合わせてください。

もしあなたが犯罪被害にあい、被害者になっても…

- ひとりで悩まないでください。
- 相談できる人や機関があることを忘れないでください。





犯罪被害に関する相談窓口

【犯罪被害者等早期援助団体】

●認定NPO法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター

犯罪被害者やその家族・遺族に対する支援を行っています。

・電話相談

相談電話 ☎ 06-6774-6365 (10:00～16:00)

月～金(祝日・12月28日～1月4日、8月12日～17日を除く)

※秘密厳守、相談無料

・全国共通ダイヤル ☎ 0570-783-554 (7:30～22:00)

毎日(12月29日～1月3日を除く)

上記相談電話稼働中は相談電話に自動的につながります。

・面接相談

必要に応じて面接相談、法律相談、カウンセリングを行っています。

・直接的支援

裁判所・検察庁・警察・病院などへの付き添い、代理傍聴、マスコミ対応などを支援しています。

【性犯罪、性暴力の被害に遭った方へのサポート】

もし、性暴力被害にあったら…

どんなかたちでも、あなたが望まない性的な行為は、すべて性暴力です。

ひとりで悩まないで相談してください。

●性犯罪救済センター・大阪SACHICO(サチコ)

相談専用ホットライン ☎ 072-330-0779 ※24時間対応

●SAP子どもサポートセンター

性暴力から守るため、19歳未満の方の相談「サチッコ」 ☎ 06-6632-0699

※月～水曜日14:00～18:00(祝日・年末年始を除く)

泉佐野市内の協力医療機関

●地方独立行政法人 りんくう総合医療センター ☎ 072-469-3111

●医療法人定生会 谷口病院 ☎ 072-463-3232

一人で悩まず、相談しましょう

- 総合生活相談(人権侵害・就労支援・進路選択支援・生活相談)
泉佐野市内の身近な相談窓口です。

◇月～金曜日

・人権推進課

☎ 072-463-1212 (8:45 ～ 17:15)

※事前予約で市内公共施設への出張相談も可

・南部市民交流センター

☎ 072-466-6464 (9:00 ～ 17:00)

・北部市民交流センター

☎ 072-464-5726 (9:00 ～ 17:30)

・まちの活性課(就労支援のみ)

☎ 072-469-3131 (8:45 ～ 17:15)

・(公社)泉佐野市人権協会

☎ 072-458-7444 (9:00 ～ 16:30)

◇第3土曜日 10:00 ～ 12:00【予約制】

…その週の月曜日までに人権推進課へ申し込んでください。

●いずみさの女性センター

女性のための面接相談【予約制】

☎ 072-469-7125

相談日・時間は問い合わせてください(夜間相談あり)。

女性のための電話相談

☎ 072-469-7402

第1～4水曜日 10:00 ～ 12:00、13:00 ～ 15:00

●法務局・地方法務局及びその支局で開設している相談窓口

みんなの人権 110 番

☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン

☎ 0570-070-810

子どもの人権 110 番

☎ 0120-007-110 (フリーダイヤル)

泉佐野市役所
人権推進課

〒598-8550 泉佐野市場東1丁目1番1号
☎ 072-463-1212 Fax 072-464-9314
e-mail :jinken@city.izumisano.lg.jp